

質疑及び回答

令和 6 年 6 月 13 日付け 6 清工第 106 号で公告した高知市清掃工場電力需給に係る一般競争見積の質疑について次のとおり回答します

番号	質疑	回答
1	契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。	契約書に記載された日付が契約締結日となります。
2	ご提示いただいた見積書及び契約書単価設定が時間帯別のメニュープランとなっております。弊社としては季節別プランで応札希望ですが時間帯別メニューは必須でしょうか。弊社にて修正してもよろしいでしょうか。	見積書は、様式第 6 号を用いて作成されたものとしてください。また、電力売買契約書(案)第 4 条に定められた各種単価の構成を変えることはできません。一方で、例えば、ピーク単価、夏季昼間単価及び夏季夜間単価を 20.00 円/kWh、その他季昼間単価及びその他季夜間単価を 18.00 円/kWh として見積もるなど各種単価に対する見積単価の設定次第では、使用電力量料金を算定する際に使用電力量に乘じる数値が時間帯によらず季節（夏季かその他季であるか）のみで変化する契約とすることが可能です。
3	SW 切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	現在の供給者はエフビットコミュニケーションズ株式会社となります。
4	見積書記載の日付は作成日でよろしいですか。	見積書に記載する日付は、見積書発送日を記載してください。
5	見積書に押印は不要でしょうか。	不要です。
6	本質問日から契約期間満了までに、建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	契約に係る工事等の予定はありません。発生した場合は協議します。

7	<p>落札後における契約締結対応として電力売買契約書+仕様書+仕様書別紙が基本一式書類と認識してよろしいですか。</p>	<p>電力売買契約書，仕様書及び仕様書別紙を合わせたものが契約書一式となります。</p>
8	<p>第6条（権利義務の譲渡） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。乙は，この契約によって生じる権利，または義務を第三者に譲渡し，または承継させてはならない。但し，甲の承諾を受けた場合は，この限りでない。この後に→ただし，甲の承諾を受けた場合，若しくは，信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。</p>	<p>ご提示いただいた文言の追記はできません。</p>
9	<p>第19条（協議） 定めのない事項の協議を行う際に『乙の電力需給約款参照の上』の追記をお願いできますでしょうか。</p>	<p>契約書への追記はできませんが，甲乙協議の際に乙の電力需給約款を参照することは差し支えありません。</p>
10	<p>計量から請求書発行までの流れについてご確認です。弊社では1日の午前0時に自動計量され，毎月第4営業日を目途に請求書発行となり，その請求書にご利用の内訳が記載されております。かつ環境配慮の観点等により，紙請求書を廃止し，完全電子化へ移行いたしました。お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが，問題ありませんでしょうか。検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいておりますため別途，計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。以上の対応につきご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>Web上から請求書をダウンロードし印刷することは可能です。ただし請求書には，契約書に押印した印と同じ印の押印が必要です（電子印でもかまいません）。</p> <p>また，検針結果は仕様書14のとおり対応いただければ構いません。</p> <p>なお，本市の債権者登録番号を有している方が本市の指定する請求書で請求する場合は，押印が不要となります。</p>

11	契約に至った場合は、現行の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。	燃料調整単価は、四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとなります。
12	旧一般電気事業者（四国電力株式会社）の電力量料金単価は、現在「ピーク、夏季昼間、その他季昼間、夜間」の別なく「夏季・その他季」の設定となっており、弊社においても同様に「夏季・その他季」の設定となります。見積書について、季節時間帯別の様式をいただいておりますが、上記単価設定に対応した様式をご提供いただけますでしょうか。ご提供いただけない場合、任意で作成してもよろしいでしょうか。弊社落札した場合、契約書の電力量料金単価は「夏季・その他季」となりますがご了承いただけますか。	見積書は、様式第6号を用いて作成されたものとしてください。また、電力売買契約書(案)第4条に定められた各種単価の構成を変えることはできません。一方で、例えば、ピーク単価、夏季昼間単価及び夏季夜間単価を20.00円/kWh、その他季昼間単価及びその他季夜間単価を18.00円/kWhとして見積もるなど各種単価に対する見積単価の設定次第では、使用電力量料金を算定する際に使用電力量に乗じる数値が時間帯によらず季節（夏季かその他季であるか）のみで変化する契約とすることが可能です。
13	入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。）最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承いただけますか。	現在の供給者は、エフビットコミュニケーションズ株式会社となります。また、最終保障契約ではありません。
14	自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。	本件の需要設備には、全て自動検針機能付きの電力量計が設置されています。
15	仕様書6(3)に検針日は毎月1日と記載がありますが、現在の計量日も1日の認識でよろしいでしょうか。	構いません。
16	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますので、ご容赦いただけますか。	構いません。
17	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承いただけますか。（例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00）	構いません。

18	仕様書 3 (2) (4) (6) の単価の単位ですが、小数点第 2 位までとなりますのでご了承ください。	各種単価は公告別紙 6 (3) のとおり、小数第 2 位までの値であれば構いません。
19	請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	電気料金の算定方法は、仕様書に記載している算定方法と結果が同じであれば問題ありません。
20	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	構いません。
21	弊社では電気をまったく使用しなかった月の基本料金は、以下の計算式により半額算定しております。入札金額算定にあたり、電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。 〈計算式〉 基本料金（未使用月）＝契約電力（kW）×基本料金単価（円）×0.5	使用電力量が 0 kW の月の基本料金の金額は、仕様書に定める方法での算定と同額になるのであれば、ご提示の算定式でも構いません。ただし、見積書及び契約書には基本料金単価 2 の金額を記載していただきます。なお、基本料金単価 2 の金額は、ご提示の計算式と結果が異ならないように設定してください。
22	入札金額は、税込金額の認識でよろしいでしょうか。	構いません。
23	契約電力が 500 kW 未満の施設は、各月の契約電力は「その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。契約電力が 500 kW 以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。契約電力が 500 kW 以上で契約電力を超えて使用した場合は、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。	契約電力の変更は協議によることとします。超過料金については、仕様書 12 によることとします。

24	<p>契約電力 500 kW以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なることはございますか。その場合は、現在の契約電力を教えてくださいませんか。また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>現在の契約電力は、3,100kWです。契約期間満了までの間に契約電力を変更する予定はありません。</p>
25	<p>1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。(例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。ある場合は、分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。</p>	<p>該当する件は、ありません。</p>
26	<p>見積書に記載する日付に指定はございますか。</p>	<p>見積書に記載する日付は、見積書発送日に記載してください。</p>
27	<p>契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。</p>	<p>構いません。</p>
28	<p>弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電機需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算しますが、これについては、供給開始時点における算定諸元を、供給期間中継続して用いて、計算することによろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書 10(3)のとおり、四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとしします。</p>
29	<p>供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、従量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書 10(3)のとおり、燃料調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとしします。原則として契約単価の変更に応じることはできません。ただし、契約書（案）第 18 条に規定する場合を除きます。</p>

30	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	原則として契約単価の変更に応じることはできません。ただし、契約書（案）第18条に規定する場合を除きます。
31	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	構いません。
32	仕様書14に関して、弊社では請求明細や使用電力量等のデータ提供は、web上で閲覧並びにダウンロードできる無料サービスがございますので、こちらのサービスをお客様にてご利用いただくことでよろしいでしょうか。	構いません。
33	見積書の提出はメールでも可能とのことですが、原本は後日郵送が必要でしょうか。	見積書をメールでいただいた場合、原本の提出は不要です。
34	見積書を郵送する場合、二重封筒にする必要はございますか。	公告別紙別図2のとおり、二重封筒にする必要はありません。
35	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適応されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適応したものとして後日料金を精算することは可能ですか。	契約の解除の理由によっては、相当する料金の請求は可能です。
36	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。	工事等の予定はありません。

37	<p>弊社落札となった場合、電気のお切替手続きスケジュールの都合により、お手続きを急ぐ必要があることから、切替書類の速やかなご提出にご協力いただけますでしょうか。</p>	<p>協力します。</p>
38	<p>開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。</p>	<p>公開方法は、本市の Web ページに見積結果が記載された電子ファイルを掲載することによります。公開範囲は、有資格者の名称、有資格者が提出した無効でない見積書に記載された見積金額及び契約相手方の見積書に記載された各種単価です。公開予定時期は、契約締結後となります。</p>
39	<p>申請書類：6、7、8の納税証明書に関しまして 弊社、電力事業部は拠点を東京としており、高知県には事務所がありません。申請書類8は納税証明書のその3の3で問題ないと思われませんが、6、7の納税証明書は申請する際に必要でしょうか。</p>	<p>申請書類6及び7の納税証明書は、本競争見積に参加する者の所在地の市町村から発行されたものがが必要です。申請書類8の納税証明書には、「法人税」、「消費税及び地方消費税」及び「源泉所得及復興特別所得税（強制徴収分）」の証明が必要です（その3の2、その3の3は不可）。</p>
40	<p>料金の請求及び支払に関しまして 請求書は、郵送または電子データで送付と記載がありますが、弊社の請求書は電子請求書でありお客様マイページからダウンロードして頂くかたちとなります。ご了承頂けますでしょうか。</p>	<p>構いません。</p>
41	<p>【燃料費調整について】 念の為のご確認にはなりますが、仕様書 10.（3）「燃料費調整単価は、四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとする。」と記載がございますが、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社様）の最新の電気需給条件「特別高圧」によるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>構いません。</p>

42	<p>【見積書について】 見積書の作成に関しまして、Excel データに保護がかかっており料金の算定について端数処理等の確認が出来ませんが、検算の為、端数処理等についてご教示ください。</p>	<p>仕様書 8 (2)に記載しているとおり、使用電気料の算定時には 1 円未満の端数は切り捨てとなります。一方、仕様書 9 及び 10 のとおり、基本料金及び使用電力量料金の算定時には端数処理を行いません。</p>
43	<p>【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行することが出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>構いません。</p>
44	<p>【契約電力について】 現在の契約電力をご教示ください。また現在の契約電力が 500 k W 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）</p>	<p>現在の契約電力は、3,100kW です。契約期間満了までの間に契約電力を変更する予定はありません。契約電力が変更となる場合は協議します。</p>
45	<p>【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。</p>	<p>検針日（計量日）は毎月 1 日となります。</p>
46	<p>【料金の請求について】 仕様書 14. 検針結果の通知について、弊社では通知書の発行は行わず、請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。 文面：計量⇒検査⇒請求 実情：計量⇒請求・内訳送付 契約書文面をご変更いただく必要はございませんが、弊社では計量結果の報告を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりません。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>仕様書 14(3)のとおり、本市が検針結果を Web ページ上で確認できる状態であれば、通知書等の発行は不要です。</p>

47	<p>【料金の算定について】</p> <p>仕様書 10. (2) について、弊社では燃料費調整額の算定は別項目を設けての算定となりますが、ご了承いただけますでしょうか。「従量料金単価×使用電力量±燃料費調整単価×使用電力量」となります。ご請求時には、燃料費等調整額として別項目での表記となりますがよろしいでしょうか。</p>	仕様書 10(2)の算定方法と結果が同じであれば構いません。
48	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力 (kW)、使用予定期間を教えてください。	該当する契約は、ありません。
49	見積額の算定時の力率について、力率 100%で算定してよろしいでしょうか。	見積書に記載している力率で算定してください。なお、力率は、電気を使用する月は 98%、それ以外の月は 85%としています。
50	Web 請求書についてダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	構いません。
51	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行することができません。ご了承いただけますか。	構いません。
52	弊社より発行される毎月の請求書は各施設を 1 枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき 1 枚の請求書発行方法のみとなります。複数施設を 1 枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	構いません。

53	<p>弊社の請求書は、原則、翌月 10 日より順次 web サイト上で開示、請求書受領後 30 日以内に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。※分散検針の施設（検針日が 1 日以外）につきましても通常月と同様の対応になりますので、ご注意ください。例 5 日検針日 2 月使用分 2/5～3/4 までの請求書→翌月 4/10 頃に web サイトへ掲載 3 月使用分 3/5～4/4 までの請求書→翌月 5/10 頃に web サイトへ掲載電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません。</p>	<p>構いません。</p>
54	<p>開札結果について、公開方法及び範囲を教えてください。また、開札結果を開札日（あるいは翌日）電話若しくはメール等で連絡をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>公開方法は、本市の Web ページに見積結果が記載された電子ファイルを掲載することによります。公開範囲は、有資格者の名称、有資格者が提出した無効でない見積書に記載された見積金額及び契約相手方の見積書に記載された各種単価です。開札結果の連絡については、公告別紙 10(1)のとおり通知します。</p>
55	<p>燃料調整費額の使用について、弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用していますがご了承いただけますか。また、上記について契約書への条文追加・変更は可能でしょうか。</p>	<p>燃料調整費については、仕様書 10(3)のとおりです。なお、仕様書は契約書の一部であるため、新たに契約書への条文追加等は不要と考えます。</p>

56	<p>当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」ことにより、協議に応じていただくことは可能でしょうか。当社は当該地域管轄電力会社と結んでいる契約内容（電気需給約款，託送供給約款）に基づいて入札額（入札単価）を決定しているため、協議不可の場合は入札への不参加となる場合があります。</p>	<p>原則として契約単価の変更に応じることはできません。ただし、契約書（案）第 18 条に規定する場合を除きます。</p>
57	<p>契約保証金の免除について、契約履行証明書等の提出書類をご教示願います。</p>	<p>申請書類 3 の業務履行実績調書で構いません。</p>
58	<p>【30 分データの取得】 電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近 1 年分の 30 分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。</p>	<p>対応します。</p>
59	<p>落札後、電力切替え手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書 1 ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。</p>	<p>可能です。</p>
60	<p>契約開始時又は供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はありますか。 (500kW 以上の協議制契約の場合)なお、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社の承認が必要となりますので、ご希望に添えない場合があります。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議を依頼する場合があります。</p>	<p>契約期間満了までの間に契約電力を変更する予定はありません。契約電力が変更となる場合は協議します。</p>

61	<p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申し込みが一般送配電事業者に却下される可能性があります。その場合は超過した契約電力での契約になりますがご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>協議のうえで契約の可否及び内容を決定することとします。</p>
62	<p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。例：契約電力：〇〇kW最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW</p>	<p>仕様書別紙に直近の過去3か年度において本市が受給場所で電気を調達したときの契約電力、力率、最大需要電力及び使用した電力の量を記載していますのでご確認お願いいたします。</p>
63	<p>仕様書の【別表】（ページ5/5）にて令和6年6月の予定使用電力量が、（様式第6号）見積書と相違がございますが、どちらが正しいでしょうか。</p>	<p>仕様書別表の値が正となります。 質疑回答後、様式第6号の訂正を行います。</p>
64	<p>当社は1施設に対して一枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応致しかねます。尚、以下の例1のような分割支払いに関しましては、お客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくことで対応可能となりますが、ご了承くださいませか。（例1）庁舎〇,〇〇〇円 自販機〇,〇〇〇円に分けて別々で入金します</p>	<p>該当する件は、ありません。</p>
65	<p>仕様書14(1)について、当社は紙の請求書（明細）をもって検針票に代えさせていただきますが、よろしいでしょうか。またお客様にてWebにて同様の請求書、使用量等をご確認いただくことになりますがご了承くださいませか。</p>	<p>構いません。</p>

66	<p>仮に弊社が落札した場合、電気使用量0kWhの月の請求書は、基本料金単価2を表示せず基本料金単価1を表示し、合計金額が半額となる算出にさせていただきます。また契約書(案)第4条についても協議することは可能でしょうか。※単価表示の変更など</p>	<p>使用電力量が0kWhの月の基本料金の金額は、仕様書に定める方法での算定と同額になるのであれば、ご提示の算定式でも構いません。</p> <p>また、契約書(案)第4条の単価表示の変更はできません。ただし、契約書(案)第18条に規定する場合を除きます。</p>
67	<p>地域の旧一般電気事業者が価格改定をした場合、当社も値引き率は変えずにスライドで価格改定をお願いさせていただきますが、その際契約単価見直しの協議に対応していただけますか。</p>	<p>契約単価の変更に応じることはできません。ただし、契約書(案)第18条に規定する場合を除きます。</p>
68	<p>工事負担金に関しまして、お客様の都合で新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは当社で負担することができませんが、ご了承くださいいただけますか。</p>	<p>構いません。</p>
69	<p>現在契約中の電力会社をご教示ください。また契約種別、メニューご教示ください。(例) 特別高圧、産業用Bなど</p>	<p>現在の供給者はエフビットコミュニケーションズ株式会社となります。契約種別は特別高圧となります。</p>
70	<p>電気事業法第2条の2に基づく小売電気事業者としての届出を行っていることを証明出来る書類を提出する必要がありますが、弊社はみなし小売電気事業者であり、経済産業省から小売電気事業者登録に係る通知が発行されていないため、小売電気事業者一覧を公開している同省ホームページURLを記載した上申書(代表者印あり)にて対応させていただくことで問題ないでしょうか。(他機関の案件においても同様の対応を実施しております。)</p>	<p>構いません。</p>
71	<p>落札後、電力会社切替え手続きに必要な情報を確認するため、最新月の請求書の写しを提出していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>